破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５号
山口県長門市日置上1714番地
破産者　岡村　真治
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１８５号
札幌市白石区南郷通17丁目北１番４―32号
破産者　青野　幸治
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
青森県弘前市大字如来瀬字種本22番地１
破産者　西沢　真紀（旧姓熊谷）
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２０６号
仙台市青葉区愛子東１丁目８番69号　メゾン棟林Ⅰ―102
破産者　白井由紀子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
福島県いわき市泉玉露２丁目12番地の７　カーサやまのべＢ101、前住所茨城県日立市川尻町５丁目５番17―202号
破産者　小野崎芳夫
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３０号
茨城県日立市川尻町１丁目30番８号、前住所茨城県日立市川尻町５丁目５番17―202号
破産者　小野崎恵子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３２号
茨城県日立市川尻町１丁目30番８号
破産者　小野崎智恵
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字下山名4218番地　ユーズサンレミ101、住民票上の住所愛知県一宮市多加木３丁目２番43号
破産者　野口　康則
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４８号
愛知県丹羽郡大口町余野３丁目240番地　ヴィラ吉田203号
破産者　山口　典子（旧姓岩瀬）
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７４４号
広島市南区宇品神田５丁目26番16―402号
破産者　武智　　修
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７号
広島県東広島市西条町御薗宇4531番地　県営御薗宇住宅３棟301号
破産者　岡田　智昭
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０号
大分県別府市浜脇１丁目５番50号
破産者　高尾　誠治
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７９号
大分市大字津守1075番地の５（シャルマンＺ102）
破産者　青木　　健
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５号
北海道余市郡余市町大川町６丁目93番地９、開始決定時の住所北海道余市郡余市町美園町208番地19
破産者　松浦　紀一
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第８４８号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地４－２棟104号
破産者　菊池　春訓
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１７号
横浜市南区清水ケ丘244番地
破産者　新井　武芳
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７号
新潟市西区坂井砂山２丁目13番10号　アコーダンス松田Ａ２－１
破産者　山田　孝子
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５７号
福井県越前市若松町２番13号、旧住所福井県鯖江市戸口町第15号５番地
破産者　笠嶋　治三
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
福井県鯖江市定次町第３号９番地
破産者　岸本　洋子
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係